

## 訪問看護・居宅療養管理指導について 介護扶助の請求、支払いには「介護券」が必要です！！

「(予防) 訪問看護」「(予防) 居宅療養管理指導」のサービスについては、医療扶助によるものと、介護扶助によるものとがあります。そのため、指定医療機関、指定介護機関としての指定の届出がそれぞれ必要になります。

したがって、請求、支払いを行うにあたって、医療扶助には「医療券」、介護扶助には「介護券」がそれぞれ必要です。

毎月必ず各福祉保健センター生活支援課より介護券の発券を受け、その内容を確認の上、レセプトに転記して請求を行ってください。

→介護券については「指定介護機関のしおり」P.7をご覧ください



### 「(予防) 居宅療養管理指導」に関する注意点

各福祉保健センター生活支援課では、ケアマネジャーから提出を受けた「サービス利用票・別表」により、利用しているサービスを確認して、介護扶助を決定し、「介護券」を発券しています。

しかしながら、「(予防) 居宅療養管理指導」についてはケアプラン外（区分支給限度基準額外）のサービスのため、「サービス利用票・別表」には記載されず、サービスの利用状況の把握が困難です。したがって、サービスの提供開始、または廃止をした際は、各福祉保健センター生活支援課へ、ケアマネジャーを通じてご連絡いただくか、もしくは直接ご連絡いただきますようお願いいたします。

その後、各福祉保健センター生活支援課で介護扶助の決定を行い、介護券を発券いたします。

(お問合せ先) 介護券の依頼・発券に関すること

各福祉保健センター 生活支援課 (「指定介護機関のしおり」P.18)

(お問合せ先) 各種指定事務に関すること

横浜市健康福祉局生活支援課 介護扶助担当 TEL：045-671-4088